要綱第1号様式 記入例 令和 ○年 ○月 ○日 ○○高等学校長 殿 **青森県国公立高校生等奨学のための給付金受** 前倒し給付は6月30日まで 県外の学校に通う場合は を受給したいので、以下のとおり申請します。 にること及び以下の記載事項に相違がないことを 場合は、青森県の求めに従いその全額を即時返還しま 通常の給付は基準日(7/1)以降の提出日 「青森県教育委員会教育長」と記入 申請者(保護者等)の住所及び連絡先 青森県青森市長島一丁目1-1 青森 太郎 TEL 世帯の区分 (該当するものにナエックしてくたさい 該当する区分にチェックしてください。 ① □ 生業扶助受給世帯 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯 当該国公立高校生等が通信制以外に在学している世帯 □ 当該国公立高校生等人外に保護者等に扶養されている通信制に在学している高校生等がいる世帯 当該国公立高校生 等以外に保護者等に扶養されている通信制に在学している高校生等がいない世帯 世帯の 保護者等 に扶養されている高校生等以外の15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯 分 保護者等 こ扶養されている高校生等以外の15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいない世帯 □ 保護者等に扶養されている給付金の給付の対象となる高校生等の兄又は姉がいる世帯 (b) □ 保護者等に扶養されている給付金の給付の対象となる高校生等の兄及び姉がいない世 当該国公立高校生等が通信制に在学している世帯 家計急変世帯(理由 対象となる国公立高校生等 あおもり じろう 生年 昭和 月日 平 20 年 7 月 1 日 名 氏 名 青森 二郎 青森県 ○○高等学校 学年 年 1 普通 学科 学級 組 ☑ 全日制 □ 通信制 □ 定時制 □ その他(課程の別 る 都道 市区町村 青森 青森 学 所在地 長島一丁目1-1 校 設置者名 青森県 該当する区分にチェックしてください。 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 年 〇 月 〇 日~ 現在の学校の ○○高等学校 青森県 立 高等学校・全日制・普通科 在学期間 学校名 在学中に給付金を受給した回数 過去の学校の 転入や以前に中途退学がある場合は、2行目に記入 在学期間 世帯の収入の状況((1)~(4)のうち、**該当するものにチェックしてください。**) (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。 [業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書 次の者の個人番号カー下の写し等又は課税証明書等を提出します。 なお、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受けていないことを誓約します □ 規權者(両親)2名分 親権者(両親)1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) 離婚、死別等により親権者が1名の場合 П (2) ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合 等 未成年後見人() 名分**一 該当する場合は、証明書を提出する人数を記入してください。** (3) 親権者が存在せず、未成年後見入か選任されている場合(木成年後見入か復数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 (4) ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等 生徒本人 (5) 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等 (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受け 符県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することが分かる書類 (4) 次の理由により、個人番号カードの写し等及び課税証明書等を提出しません 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び 市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合 その他の確認事項 (**該当することを確認した上でチェックしてください。** 当該国公立高校生等について、自治体がら児童福祉法の規定による措置(見学旅行校生等は、支弁対象の場合であっても措置を受けていないこととして取り扱う。) 旅行費又は特別育成費)を受けていません。(母子生活支援施設の高 他の団体又は個人から授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭を受給する場合、高校生等奨学のための給付金の給付額を超えま ・口座名義人は、申請者(保護者)本人名義の口座とする。 青森県以外の都道府県に高校生等奨学のための給付金の申請は行っ ・通帳の表紙及び見返し(表紙の裏側)の写しも提出する。 給付金の振込先口座(併せて、通帳の表紙及び見返し(表紙の裏側) 由 銀行 番号 請 者の 普通 フリガナ 預金

名

当座

別段

(右詰め)

種別

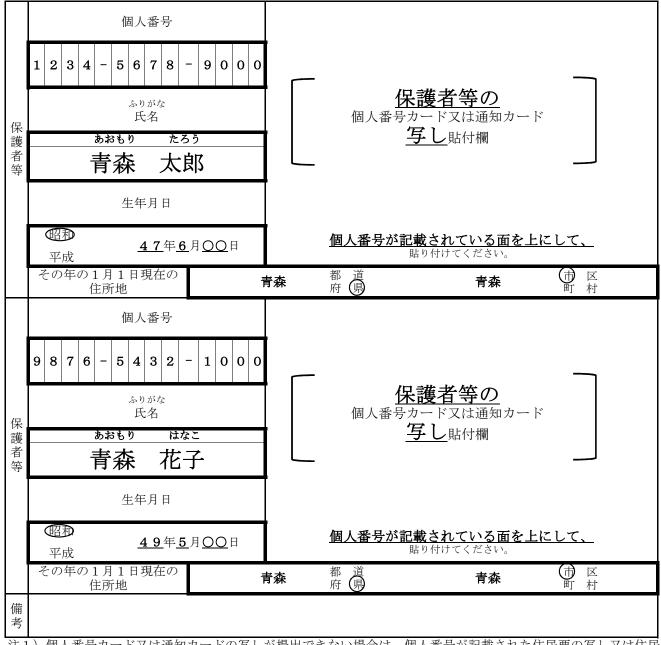
個人番号カード(写)等の使用に係る同意書兼貼付台紙

奨学のための給付金申請のため、個人番号を 2名分提出します。

また、教育長等が青森県国公立高校生等奨学のための給付金給付要綱第7に基づく事務手続を処理する ために限って地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

※個人番号カード(マイナンバーカード)又は通知カードの写しを貼り付けた上で、<u>**太枠</u>の箇所(個人番号提出**</u> 人数、個人番号、氏名、生年月日、その年の1月1日現在の住所地)を**自署**してください。



- 注1)個人番号カード又は通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民 票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。
- 注2)個人番号カードの写し等を提出するに当たり、<u>以下に例示する本人確認書類を本台紙に貼り付ける</u>ようお願 いします。(本人が提出する場合は不要)
- <本人確認書類>
 - (1) 個人番号カードの写しを提出する場合
 - ・<u>両面をコピー</u>し、提出してください。(貼付欄に貼り付けられない場合は、裏面に貼り付けてください) (2) 通知カードの写しや住民票の写し等を提出する場合
 - - ・通知カード (表面) や住民票の写し等のコピー及び<u>写真付きの身分証(運転免許証やパスポート等)のコ</u> <u>ピー</u>を提出してください。(身分証のコピーは<u>裏面に貼り付け</u>てください)
 - ※通知カードは、記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)が変更される事由が発生しておらず、 <u>記載事項に変更がない場合に限ります。</u>
 - ※写真付きの身分証は、通知カードや住民票の写し等と住所が一致したものを提出してください。